

厚生労働省
千葉労働局発表
平成29年4月20日

【照会先】千葉労働局職業安定部
職業安定課長 藤澤 俊一
職業安定課長補佐 神子 真二
電 話 043-221-4081

報道関係者各位

『平成29年度千葉雇用施策実施方針』を決定

==千葉県との雇用対策協定に基づき雇用施策を連携して展開==

千葉労働局（局長 塚本勝利）は、千葉労働局及び県内各公共職業安定所が実施する雇用施策と千葉県が講ずる雇用施策が、密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、雇用対策法に基づき、『平成29年度 千葉雇用施策実施方針』を策定いたしました。

この雇用施策実施方針は、都道府県知事の意見を聞いて策定すべきこととされていますが、千葉労働局は、昨年8月、千葉県との間で千葉県雇用対策協定を締結し、毎年度千葉県と協議の上その事業計画を策定することとされていますので、平成29年度からは、この千葉県雇用対策協定に基づく事業計画を、当該年度の千葉雇用施策実施方針に援用することとしております。

今後、千葉県との協力の下、「一人ひとりの働きたい」がかなう千葉づくりを目指して取組を進めてまいります。

（別紙資料）

1. 平成29年度千葉雇用施策実施方針（千葉県雇用対策協定平成29年度事業計画）の概要
2. 平成29年度千葉雇用施策実施方針 本文
3. 千葉県との雇用対策協定
4. 関係条文（抜粋）



“一人ひとりの働きたい” がかなう千葉づくり



1 働き方改革の推進を通じた労働環境の整備

(1) 長時間労働の是正及びワーク・ライフ・バランスの実現

長時間労働を前提とした働き方を見直すとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進をはじめとした「働き方改革」に取り組む。

(2) 非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善

非正規雇用労働者の希望や能力に応じた正社員転換や適正な待遇を確保するための企業への周知に取り組む。また、若者を中心に正社員就職に向けた積極的な支援を行う。

2 多様な働き方に対する就業対策の推進

(1) 若者への就労支援

未内定学生や既卒者、中退者及びフリーター等に対する正社員就職の促進を図るとともに、企業等に対し、若年者の人材育成・処遇改善の取組を促進する。

(2) 女性の活躍推進及びひとり親に対する就業対策の促進

仕事と子育て・介護を両立させ、働きやすい職場環境整備に取り組む企業を育成するとともに、子育て中女性やひとり親の家庭環境やライフステージに対応した就職支援を行う。

(3) 高齢者の活躍推進に向けた取組

「生涯現役社会」を実現するため、企業における定年延長や継続雇用の促進、高年齢者の再就職支援、多様な就業機会の確保を図り、高年齢者の活躍推進を図る。

(4) 障害者等の活躍促進に向けた取組

企業に対して障害者雇用への理解促進を図るとともに、障害者や難病患者、がん患者等の求職者に対して、関係機関と連携した就労支援を行う。

(5) ハورتレーニング（公的職業訓練）による訓練機会の確保 及び効果的な人材育成

地域ニーズを踏まえ、効果的な職業訓練を実施し、訓練受講生への積極的な就職支援に取り組むとともに、非正規雇用労働者や障害者、子育て女性向けの訓練コースの充実を図る。

3 一体的実施事業の推進

千葉県ジョブサポートセンターにおいて、千葉県と千葉労働局が一体となって、総合的な雇用対策にワンストップで取り組み、県民の生活の向上を図る。

4 その他の連携した取組

平成 29 年度千葉雇用施策実施方針

「千葉県雇用対策協定に基づく平成 29 年度事業計画」

千 葉 労 働 局

千葉雇用施策実施方針

千葉雇用施策実施方針は、千葉労働局及び県内各公共職業安定所が実施する雇用施策と千葉県が講ずる雇用施策とが密接な関係のもとに、円滑かつ効果的に実施されるよう、雇用対策法に基づき千葉労働局長が千葉県知事の意見を聞いて、当該年度の方針を定めるものです。

当局は千葉県と平成 28 年 8 月に千葉県雇用対策協定を締結しましたが、同協定は、千葉県と相互に連携し、求職者の就労の促進と県内企業の人材確保の支援を図り、「一人ひとりの働きたい」がかなう千葉づくり」を実現するため、それぞれの雇用対策に関連する施策を円滑かつ効果的に実施することを目的としております。

よって、平成 29 年度以降は同協定に基づく事業計画を当該方針としています。

□趣旨・目的

千葉県と千葉労働局は、相互に連携し、求職者の就労の促進と県内企業の人材確保の支援を図るため、それぞれの雇用対策に関連する施策を円滑かつ効果的に実施することを目的として、平成28年8月4日に「千葉県雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結した。

この協定に基づき、千葉県が展開する産業振興施策や県内企業への人材確保を図るとともに、若者、女性、高齢者、障害者等多様な人材が職場で活躍できるよう、一体となってそれぞれの強みを生かした取組みを進め「“一人ひとりの働きたい”がかなう千葉づくり」の実現を目指すため、協定に基づく「事業計画」を策定する。

□千葉県雇用対策協定に基づく事業計画

協定の目的達成のため、下記の事業に取り組む。

- 1 働き方改革の推進を通じた労働環境の整備
 - (1) 長時間労働の是正及びワーク・ライフ・バランスの実現
 - (2) 非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善
- 2 多様な働き方に対する就業対策の推進
 - (1) 若者への就労支援
 - (2) 女性の活躍促進及びひとり親に対する就業対策の促進
 - (3) 高齢者の活躍推進に向けた取組
 - (4) 障害者等の活躍促進に向けた取組
 - (5) ハロートレーニング（公的職業訓練）による訓練機会の確保及び効果的な人材育成
- 3 一体的実施事業の推進
- 4 その他の連携した取組

千葉県雇用対策協定第2条の規定により、平成29年度において実施する事業を次のとおり定める。

1 働き方改革の推進を通じた労働環境の整備

(1) 長時間労働の是正及びワーク・ライフ・バランスの実現

長時間労働を前提とした働き方を見直すとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進をはじめとした「働き方改革」に取り組む。

共同で実施する事業

国、県、労使団体及び金融機関等により構成される「ちばの魅力ある職場づくり公労使会議」を運営し、平成28年9月に採択された「ちば『働き方改革』共同宣言」に基づき、シンポジウムの共同開催等の実施により、県内企業の意識改革と気運の醸成に取り組む。

千葉県が実施する事業

- ① ワーク・ライフ・バランスの理解と取組が進むよう、企業経営者や県民向けに有識者による講演、企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組状況調査を実施する。
- ② 働きながら安心して子どもを産み育てられる環境の整備を推進するため、仕事と生活の両立支援に取り組む企業を“社員いきいき！元気な会社”宣言企業として登録し、ホームページ等から紹介するほか、事業所内保育所の整備に必要な備品に対して、補助金を交付する。
- ③ 働く上で必要な最低限のルールを学ぶ高校生を対象としたワークルール講座や、労働問題に対する正しい理解と知識を習得する県民向けの労働大学講座を実施する。
- ④ 県内企業において多様な働き方の普及や長時間労働の削減等が図られるよう、「働き方改革推進事業」において、働き方改革セミナーや働き方改革アドバイザー派遣等を実施する。

千葉労働局が実施する事業

- ① 「千葉労働局働き方改革推進本部」において、働き方改革の実現に向けた取組を検討し、企業の経営トップや使用者団体等に対する働きかけを実施する。
- ② 労働時間が長い又は年次有給休暇の取得率が低い業種等を中心に「労働時間等見直しガイドライン」の周知・啓発を行うとともに、働き方・休み方コンサルタントによる労働時間等の設定のための助言・指導等を実施する。
また、先進事例や好事例等について「働き方・休み方改善ポータルサイト」により県内に情報発信を行う。
- ③ 年次有給休暇の取得促進を図るため、連続した休暇を取得しやすいゴ

ールデンウィーク、夏季及び年末年始のほか、10月の「年次有給休暇取得促進期間」に重点的な周知・広報を行う。

- ④ 「過労死等防止啓発月間」（11月）に過労死等及びその防止に関する周知啓発に取り組む。

（2）非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善

不本意ながら非正規雇用で就労している就職氷河期世代のフリーター等の数は高止まりしている状況にあり、非正規雇用労働者の希望や能力に応じた正社員転換や適正な待遇を確保するための企業への周知に取り組む。また、若者を中心に正社員就職に向けた積極的な支援を行う。

共同で実施する事業

- ① 千葉労働局長、千葉県知事、千葉県教育長の連名により、県内の経済団体及び事業所に対して、若年者、女性、高齢者、障害者等の雇用拡大及び非正規雇用労働者の待遇改善を要請する。
- ② 「千葉県正社員転換・待遇改善実現地域プラン」に基づき、千葉県との連携を図り、非正規雇用労働者の待遇改善、正社員就職促進の取組を推進する。

千葉県が実施する事業

若者の正社員としての就労を支援するため、県内外のフリーター等の若者を対象とする個別相談や各種セミナー、企業との交流イベントを実施する。

千葉労働局が実施する事業

- ① キャリアアップ助成金を活用した正社員転換・待遇改善の促進を図るとともに、新たに創設された「特定求職者雇用開発助成金（長期不安定雇用者雇用開発コース）」を活用し、離転職を繰り返すいわゆる就職氷河期世代の正社員就職を促進する。
- ② 非正規雇用労働者の待遇改善を図ろうとする事業所を支援するため非正規雇用労働者待遇改善支援センターを開設し、賃金制度の見直しに係るコンサルティングやセミナー等を行う。
- ③ わかものハローワーク・わかもの支援窓口等において、正社員就職を実現するためのセミナー等の開催やトライアル雇用奨励金の活用促進等により、フリーター等の正社員就職に向けた、きめ細かい就職支援や職場定着支援を行う。

「働き方改革の推進を通じた労働環境の整備」の目標

○ シンポジウム・セミナー参加者	300人
○ ハローワークにおける正社員就職件数	23,774件
○ ハローワークの職業紹介により正社員に結びついたフリーター等の件数	9,401件

2 多様な働き方に対する就業対策の推進

(1) 若者への就労支援

若者の安定した就職の実現に向けて、ジョブカフェちばやハローワークにおいて未内定学生や既卒者・中退者及びフリーター等に対する正社員就職の促進を図るとともに、千葉県と千葉労働局が連携して若者の採用・育成に積極的な企業等の周知を図り、若年者の人材育成・処遇改善の取組を促進する。

共同で実施する事業

- ① 市町村等とも連携し、若年者を対象とした就職面接会や企業説明会を開催し、県内企業を学生等に PR するとともに、出会いの機会を提供する。
- ② 合同企業説明会及び新規学卒求人説明会等において、「ユースエール認定制度」、「若者応援宣言事業」及び「社員いきいき！元気な会社宣言企業登録制度」の普及啓発を図るとともに、こうした企業情報を共有し、連携して県内の若者へ周知を図る。
- ③ 千葉県魅力ある建設事業推進協議会（CCI ちば）を活用した建設業後継者育成のための取組として、労働局及びハローワークのジョブサポーター等との連携により、就職を希望する学生・生徒へ建設業の魅力を発信し、就労支援を行う。

千葉県が実施する事業

- ① ジョブカフェちばにおいて、若者の正規雇用に向けた個別相談、各種セミナー、企業との交流イベント等による就職支援を行うほか、就職を希望する新規登録利用者を併設するハローワークに誘導する。
- ② 県内企業を対象に、若者の採用・育成に関する相談やセミナーを実施する。
- ③ ちば地域若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）において、若年無業者等の自立と就労を目指し、キャリアコンサルタントによる相談や各種支援プログラムなどを実施するほか、ハローワークにおいて、支援を必要とする対象者をサポステへ誘導する。また、ハローワ

ークと連携し、サポステ利用者の進路決定に向けた合同面接会を実施する。

- ④ 中小企業や教育機関、学生を対象に、千葉労働局と連携して各種セミナーや交流イベント、職場実習の受け入れ促進等を行う千葉県採用力向上サポートプロジェクトを実施する。

千葉労働局が実施する事業

- ① 「新卒者等就職・採用応援本部会議」等を開催し、千葉県及び関係機関との連携を図り、新卒者等の就職支援に係る企画・調整、フリーターを含む若年者の職業意識形成支援及び離学者支援について、各取組の調整・推進を図る。
- ② 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく、若者の適職選択に資する青少年職場情報の提供、長時間労働等一定の労働関係法令違反を繰り返す事業所に対する求人不受理、若者の雇用管理が優良な中小企業に対する認定「ユースエール認定制度」等について普及促進に向けた周知啓発を行う。
- ③ 新卒応援ハローワークはジョブカフェちばと連携し、企業情報や職業、能力開発等に関する情報の共有及び相互的確な誘導等により若年者の就職促進や人材育成、処遇改善の促進に取り組む。

「若者への就労支援」の目標

○ 平成30年3月新卒者の就職内定率	前年度を上回る
○ 平成30年3月までのユースエール認定企業数	15社
○ ジョブカフェちばの正規雇用決定者数	1,700人
○ ちば地域若者サポートステーションの就職人数	115人

(2) 女性の活躍推進及びひとり親に対する就業対策の促進

千葉県内の子育て期の女性の有業率は全国44位に留まっており、子育て期の女性の職場定着や就職を希望する女性の就業を推進するため、千葉県と千葉労働局は仕事と子育て・介護を両立させ、働きやすい職場環境への取組を行う企業を育成し、併せて女性の潜在求職者を開拓する。

さらに児童を扶養するひとり親の自立を促進するために家庭環境に配慮した多様なニーズに応じた就職支援に取り組む。

共同で実施する事業

- ① 千葉県における女性の活躍を効果的かつ円滑に推進するため、女性活躍推進法に基づく協議会を新たに設置し、構成団体の有用な取組につい

て、情報共有するとともに、女性の活躍支援策やワーク・ライフ・バランスの普及促進等について協議を行う。

- ② 「えるぼし認定企業」や「くるみん認定・プラチナくるみん認定企業」、千葉県が表彰した「千葉県男女共同参画推進事業所」や「社員いきいき！元気な会社宣言企業」等の情報を共有するとともに、各事業の普及を図るため連携して周知を図る。
- ③ 千葉県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会における協議事項に基づき、「出張ハローワーク 全力サポートキャンペーン」等のひとり親に対する就労支援に係る周知・広報を実施する。

千葉県が実施する事業

- ① 労働の場における男女共同参画の理解と取組が進むよう、女性の活用、両立支援に積極的に取り組んでいる県内事業所を表彰し、広く紹介する。
- ② 企業経営者や県民向けにワーク・ライフ・バランスの理解と取組が進むよう、有識者による講演、企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組状況調査を実施する。
- ③ 働きながら安心して子どもを産み育てられる環境の整備を推進するため、仕事と生活の両立支援に取り組む企業を「社員いきいき！元気な会社宣言企業」として登録し、ホームページ等から紹介するほか、事業所内保育所の整備に必要となる備品に対して、補助金を交付する。
- ④ 千葉県ジョブサポートセンターにおいて、子育て中の女性等に対し、生活就労相談、適職診断、キャリア・コンサルティング及びセミナーなど、再就職支援及び定着支援を行う。

千葉労働局が実施する事業

- ① 女性活躍推進法の実効性確保を図るとともに、女性の活躍推進に関する取組状況が優良な企業に対する「えるぼし認定」制度の周知や女性活躍加速化助成金の活用を図り、働きやすい職場環境の整備を促進する。
- ② 改正育児・介護休業法の履行確保を図るとともに、子育てしやすい企業を示す「くるみん認定・プラチナくるみん認定」制度の周知や「両立支援等助成金」の活用により、子育てしやすい職場環境の整備を促進する。
- ③ 早期の再就職を希望する子育て中の女性等について、千葉県ジョブサポートセンターからマザーズハローワークへの誘導を受け、就職実現プランの策定、担当者制等によるきめ細かな職業相談、就職支援セミナー等による再就職支援を行う。
- ④ 両立支援に取り組む企業の人材確保・雇用促進を図るため、千葉県から当該企業情報の提供を受け、ハローワークにおける求人開拓や、求職

者への情報提供等、マッチングに活用する。

- ⑤ 児童扶養手当現況届提出時を活用し地方自治体と連携して「出張ハローワーク 全力サポートキャンペーン」を実施し、ひとり親の就業対策を促進する。

「女性の活躍推進及びひとり親に対する就業対策の促進」の目標

- 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の企業規模
300人以下の新規届出企業数 50社
- マザーズハローワークやマザーズコーナーにおける
早期の再就職を希望する子育て中の女性等の就職件数 2,000件

(3) 高齢者の活躍推進に向けた取組

働き方改革の重要なテーマのひとつである高齢者の就業を促進するために、意欲と能力に応じて働くことができる生涯現役社会の実現に向け、企業における定年延長や継続雇用の促進、高齢者の再就職支援、多様な就業機会の確保を図る。

共同で実施する事業

- ① 千葉高年齢者就労促進連絡会議等を活用し、高齢者雇用対策に係る各種事業や制度の周知方策の検討を行い、高齢者の活躍促進を図る。
- ② 企業等への高齢者雇用の必要性やメリットの理解促進に向け、「高齢者スキルアップ・就職促進事業」、「事業主向けの各種助成制度」の効果的な活用を図るため、千葉県ジョブサポートセンター及びハローワークにおいて、広報紙、ホームページ等による積極的な周知、広報を実施する。
- ③ 高齢者の多様な就業機会の確保のため、ハローワーク等において、広報紙等によるシルバー人材センター事業の周知、広報を実施する。

千葉県が実施する事業

- ① 千葉県ジョブサポートセンターにおいて、中高年齢者の生活就労相談、適職診断、キャリア・コンサルティング及びセミナーなど、再就職支援及び定着支援を行う。
- ② ホームページ等を活用し、高齢者の就労促進や継続雇用制度の導入等、生涯現役社会の実現に向けた情報発信を行う。

千葉労働局が実施する事業

- ① 高年齢者雇用確保措置未実施企業に対する指導を強化するとともに、65歳以上定年及び66歳以上の継続雇用制度導入企業の普及に努める。

- ② ハローワークの生涯現役支援窓口等において、求人の開拓やチーム支援等を実施し、高齢求職者の就職実現を図る。
- ③ 企業等へ高齢者雇用の必要性やメリット等を周知・広報する取組と、高齢者に再就職に必要な能力を習得させる技能講習等を併せて実施する「高齢者スキルアップ・就職促進事業」を実施し、高齢者の再就職を推進する。
- ④ 市町村等をはじめとする地域関係者から構成される協議会の設置を促進し、地域の高齢者の就業促進に向けて連携強化を図る。

「高齢者の活躍推進に向けた取組」の目標

- ハローワークにおけるにおける高齢者の就職件数 前年度実績以上

(4) 障害者等の活躍促進に向けた取組

千葉県内の民間企業における障害者雇用率(1.86%)は、全国平均値(1.92%)を大幅に下回る状況であることに加え、平成30年度からは精神障害者の雇用義務化による法定雇用率の引上げが予定され、また、精神障害や発達障害をもつ求職者の増加を踏まえ、千葉県と千葉労働局は、障害者雇用への理解促進を図る取組とともに、障害者並びに企業に対する支援に取り組む。

共同で実施する事業

- ① 県内企業に対して障害者雇用の促進に対する理解を深めるため「千葉県地域障害者雇用促進キャンペーン」を実施し、法定雇用率未達企業に対する知事と労働局長の連名勸奨状の送付や地域や業種の実情に応じた障害者雇用促進セミナーを開催する。
- ② 「障害者雇用促進就職面接会」を開催し、障害者等の就職実現を図る。
- ③ 難病患者やがん患者等の治療が必要な疾病を持つ求職者に対して、難病相談支援センターや医療機関と連携した就労支援を行う。
- ④ 障害者就業・生活支援センター等において関係機関と連携し、障害者等の就職から職場定着までの一貫したチーム支援、及び採用から職場定着までの企業支援を実施する。

千葉県が実施する事業

- ① 全ての障害保健福祉圏域に企業支援員を配置し、障害のある人の職域開拓や雇用管理上のアドバイスなどの継続(長期)雇用を支援する。
- ② 障害者就業支援キャリアセンター事業において、障害者や企業等への相談支援、就労準備訓練、就労支援等を実施し、障害者就労及び障害者雇用を促進する。

- ③ 障害者就労促進チャレンジ事業において、企業に対する障害者雇用の理解促進、障害者に対する就業意識啓発の向上を図るため、労働局・ハローワークと連携し、「企業向け職場見学会・企業相談会」及び「障害者向け職場見学会・交流会、短期職場実習」を開催する。
- ④ 障害者雇用サポート事業において、障害者に対する就労に向けた基礎訓練と現場実習を組み合わせた研修支援、企業に対する障害者雇用に向けた企業研修会・社内勉強会など、雇用に向けた支援を実施する。
- ⑤ 障害のある人を積極的に雇用し、障害のある人もない人も共に働いている事業所を認定し公表する「千葉県障害者雇用優良事業所（笑顔いっぱい！フレンドリーオフィス）の認定制度」及び「障害者雇用推進資金制度」により障害者雇用を促進する。

千葉県労働局が実施する事業

- ① 法定雇用率未達成企業に対して、千葉県労働局及びハローワークによる企業経営トップに対する指導を実施し、法定雇用率達成企業の増加を図る。
- ② 精神障害者等の雇用就業機会の拡大のため、各ハローワークに配置する精神障害者雇用トータルサポーターによるカウンセリングの実施、医療機関との連携によるチーム支援、職場定着支援の強化、個別求人開拓等を実施する。
- ③ 精神・発達障害者を温かく見守り、支援する応援者となる「精神・発達障害者しごとサポーター」の普及促進を図る。

「障害者等の活躍促進に向けた取組」の目標

- 法定雇用率未達成企業（平成 29 年 6 月 1 日現在）のうち
雇用率を達成した企業数 100 件
- ハローワークにおける障害者等の就職件数 前年度実績以上

（5）ハロートレーニング（公的職業訓練）による訓練機会の確保及び効果的な人材育成

人手不足感等の地域ニーズを踏まえ、千葉県地域訓練協議会で策定された総合的な訓練実施計画に基づき、効果的な職業訓練を実施し、訓練受講生への積極的な就職支援に取り組む。また、訓練機会の少ない非正規雇用労働者や障害者、子育て女性向けの訓練コースの充実を図る。

共同で実施する事業

- ① 訓練受講生確保と求職者への適切な受講あっせんのため、共同で訓練

説明会及び訓練実施施設の見学会を開催し、訓練施設や各訓練コース等の正確な情報提供を行う。

- ② 「非正規雇用労働者等の正社員就職実現のための長期訓練」及び「子育て女性等のリカレント教育に資する職業訓練」により、地域の人材ニーズに対応した効果的な職業訓練を推進する。

千葉県が実施する事業

- ① 千葉労働局から提供される雇用情勢等の求人・求職情報により、人材不足分野や今後、成長が見込まれる分野等の職業訓練コースを充実させ、効果的な委託訓練を実施する。
- ② 県立高等技術専門校において、地域に根差した産業人材の育成拠点・職業能力開発拠点として、ものづくりの基本となる技能を習得するための職業訓練を実施する。このため、千葉県は千葉労働局と連携し、受講生募集案内を作成のうえ求職者等に対し周知広報を行う。
- ③ 千葉労働局の協力を得つつ、訓練受講生確保のため、訓練説明会の開催及び訓練実施施設の見学会を積極的に行う。また、訓練受講生の就職支援のため、積極的なジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングを行い、最新の就職状況を把握し千葉労働局に情報提供する。
- ④ 障害者が身近な地域で就職に必要な知識・技能を習得できるよう、障害者高等技術専門校や我孫子高等技術専門校(事務実務科)等において、専門の職業訓練を実施し、就労支援を図る。

千葉労働局が実施する事業

- ① 求職者及び求人者から把握した訓練ニーズ等の情報を、千葉県等の関係機関と共有し、地域訓練協議会において、公共職業訓練と求職者支援訓練の訓練分野や訓練規模等を調整のうえ、人材ニーズを踏まえた地域全体の公的職業訓練の「総合的な訓練実施計画」を策定する。
- ② 千葉県が実施する訓練説明会及び訓練実施施設の見学会へ積極的に参加し、求職者に対して訓練内容等の正確な情報提供を行い、的確な受講あっせんを推進する。
- ③ 千葉労働局及びハローワークは、千葉県が実施する委託訓練実施機関及び県立高等技術専門校と連携し、訓練受講中からジョブ・カードを活用した積極的なキャリア・コンサルティングの実施や就職活動日を利用した職業相談を行い、訓練終了後に正規雇用を目指した早期就職を支援する。
- ④ 高度ポリテクセンターにおいて設定している女性向けのものづくりアシスト訓練コース(託児付)について、県内の女性求職者に訓練受講を広く呼びかけ、製造業への女性の参入を促進する。

ハロートレーニング（公的職業訓練）による訓練機会の確保及び効果的な人材育成」の目標

○ 公共職業訓練（離職者訓練）修了者の就職率	施設内訓練 80%
	委託訓練 75%
○ 求職者支援訓練修了者の就職率	基礎コース 55%
	実践コース 60%

3 一体的実施事業の推進

千葉県ジョブサポートセンターにおいて、千葉県と千葉労働局が一体となって、総合的な雇用対策にワンストップで取り組み、県民の生活の向上を図る。

一体的に実施する事業

- ① 主に中高年齢者や子育て中の女性の再就職の促進及び就職後の定着を図るため、千葉県は生活就労相談、キャリア・コンサルティング、適職診断及びセミナーや企業と求職者の交流会等を、ハローワークは職業相談・職業紹介や、求人情報及び労働市場の状況に関する必要な情報提供等を、千葉県ジョブサポートセンターにおいて一体的に実施することにより、ワンストップで就業に係る総合的な支援を行う。
- ② 千葉県は市町村出張版セミナー及び相談会等を、千葉労働局は再就職支援に資するセミナー及び企業説明会等の開催を通じて、それぞれ千葉県ジョブサポートセンターへの利用促進を図り、再就職支援に繋げる。
- ③ 千葉県ジョブサポートセンターは、ハローワークプラザちば、マザーズハローワークちば等と連携し、相互に支援メニュー等の周知、誘導等を積極的に行う。

「一体的実施事業による求職者支援」の目標

○ 千葉県ジョブサポートセンター利用者数	8,500人
○ 千葉県ジョブサポートセンター就職決定数	340人
○ 千葉県が行う生活就労相談窓口から国が行う職業相談・紹介コーナーに誘導した者	190人
○ 新規求職者に占める子育て期の女性、中高年齢者の割合	70%

4 その他の連携した取組

- ① 県内に大量の雇用調整が発生した場合、千葉県、千葉労働局及びハローワークが地元市町村等と連携して、求人企業の開拓や離職者への就職に関する情報の提供など、総合的な支援を実施する。また、離職の時期や規模、企業自身の対応などの情報収集に努めるとともに、必要に応じて合同相談会や千葉県ジョブサポートセンターの出張相談やセミナーなどを実施する。
- ② 県内に企業を誘致する場合、千葉県と千葉労働局は、必要な企業情報を共有し、連携した人材確保を行う。
- ③ 福祉・介護の職場のイメージアップや労働環境を含めた総合的な人材の確保・定着を推進するため、千葉県福祉人材確保・定着推進協議会及び地域推進協議会の開催を通じて、情報共有を図る。
- ④ 県内医療機関における医療従事者の勤務環境改善の取組を支援するため、専門アドバイザーの派遣、研修会の開催等を行う。
- ⑤ 県内5か所のハローワークで、千葉県ナースセンターから出向いた就業相談推進アドバイザーが出張相談会を行い、看護職の再就業支援を推進する。
- ⑥ 千葉県立農業大学校の卒業予定者等の就職支援の一環として、ハローワークと協力して、就職セミナーや希望者を対象に個別相談会を開催する。
- ⑦ 国及び県が実施する各種助成制度等の周知を協力して行う。
- ⑧ 千葉労働局で作成する雇用失業情勢等、雇用に関するデータについて、千葉県と千葉労働局で共有する。

千葉県との雇用対策協定

千葉県知事及び千葉労働局長は、平成 28 年 8 月 4 日に、以下の内容からなる雇用対策協定を締結しました。

千葉県雇用対策協定

急激な少子高齢化の進展により、労働力人口の中長期的な減少が見込まれる中、「一人ひとりの働きたい」がかなう千葉づくりを実現するため、千葉県と厚生労働省千葉労働局（以下「労働局」という。）が一体となって、課題及び目的を共有し、それぞれの強みを生かしつつ、産業の振興や新たな雇用の場を創出するための連携した取組を進めることが必要であることから、以下のとおり「千葉県雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 協定は、千葉県と労働局が、相互に連携し、求職者の就労の促進と県内企業の人材確保の支援を図るため、それぞれの雇用対策に関連する施策を円滑かつ効果的に実施することを目的とする。

（事業内容等）

第 2 条 千葉県及び労働局は、前条の目的を達成するため、具体的な取組、実施方法及び数値目標を事業計画として毎年度定めるものとする。

（運営協議会の設置）

第 3 条 前条の事業計画の策定及び事業計画に定めた取組の実施状況の評価等は、千葉県及び労働局が共同で設置する運営協議会が実施するものとする。

なお、必要に応じて、運営協議会の下に事業内容の詳細を検討するための作業部会等を設置するものとする。

（要請等）

第 4 条 千葉県知事及び千葉労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるものとする。

- 2 千葉県知事及び千葉労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

(秘密保持)

第5条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、千葉県及び労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

(その他)

第6条

- 1 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、千葉県及び労働局は誠意を持って協議し、定めるものとする。
- 2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、千葉県知事及び千葉労働局長が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

関係条文（抜粋）

○ 雇用対策法（昭和 41 年 7 月 21 日法律第 132 号）

（国と地方公共団体との連携）

第三十一条 国及び地方公共団体は、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と地方公共団体の講ずる雇用に関する施策について、相互の連携協力の確保に関する協定の締結、同一の施設における一体的な実施その他の措置を講ずることにより、密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。

○ 雇用対策法施行規則（昭和 41 年 7 月 21 日労働省令第 23 号）

（国と地方公共団体との連携）

第十三条 都道府県労働局長は、毎年度、都道府県労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針（以下この条において「雇用施策実施方針」という。）を関係都道府県知事の意見を聞いて定めることにより、当該施策と都道府県の講ずる雇用に関する施策とが密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように努めるものとする。

（協定の締結等）

第十三条の三 都道府県労働局長及び地方公共団体の長は、当該地方公共団体を管轄する公共職業安定所（次項において「管轄公共職業安定所」という。）の業務に関する事項について、当該都道府県労働局長が必要な措置を講ずること等により、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と当該地方公共団体の講ずる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるようにするための協定（以下「雇用対策協定」という。）を締結することができる。

2 都道府県労働局長は、雇用対策協定を締結している地方公共団体の長から、雇用対策協定の内容に係る措置要請があつたときは、当該措置要請の内容が法令又は予算に違反する場合その他の当該措置要請の内容について管轄公共職業安定所の業務に反映させない合理的な理由がある場合を除き、当該業務に反映させるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 都道府県労働局長及び地方公共団体の長は、雇用対策協定を実施するための計画の作成に関する協議及び当該計画の実施に係る連絡調整を行うため、都道府県労働局長及び地方公共団体の長その他の関係者により構成される協議会を組織することができる。